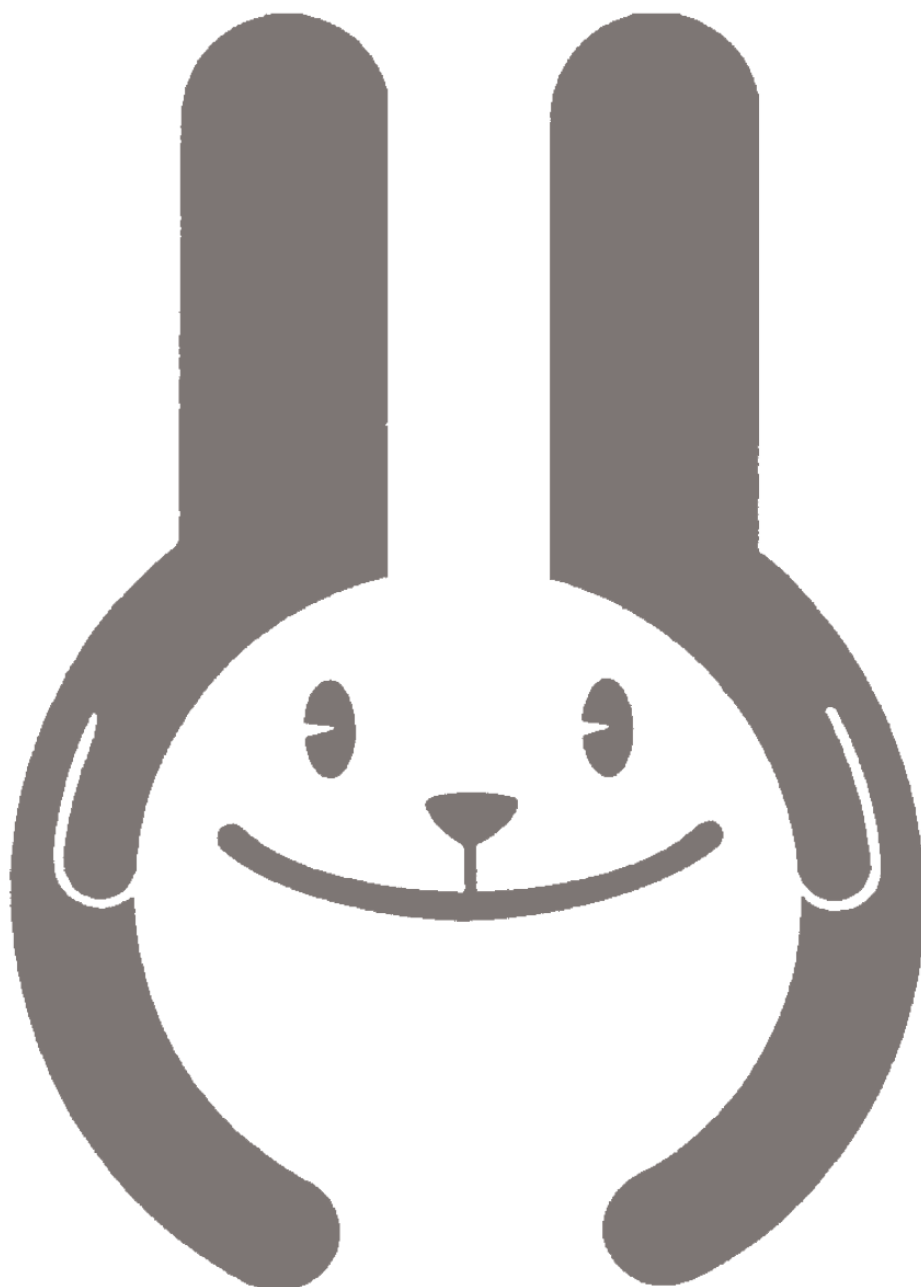




WEB 保存版
2026 年度

エッコロ制度 ガイドブック

エッコロ制度は、組合員同士のたすけあいのしくみです



エッコロ（ECCOLO）は、「はい、どうぞ」の意味を持つイタリア語です。マークには、困った時に手をさしのべあい、たすけあうという想いがこめられています。

生活クラブ虹の街



はじめに…

1986年にエコロ制度が誕生して40年を迎えました。幾度となく行われてきた改定では、組合員のライフスタイルの変化にあわせ、地域でのつながりを中心とした「たすけあい」へと広がりをつくってきました。

困った時はおたがいさま。助ける人も助けられる人にいつかなる。

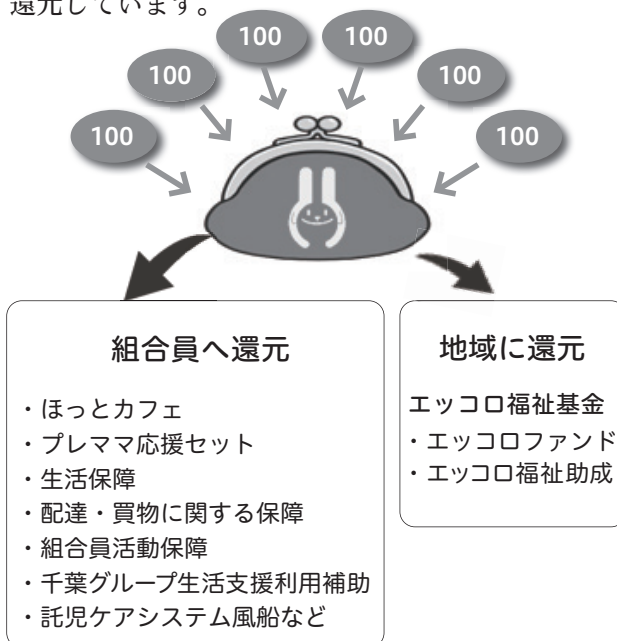
一人ひとりの100円が地域でのたすけあいの輪となり、つながって、より良い社会へと変わっていく。そんなエコロ制度を私たちは誇りをもって利用し広げていけるよう、このガイドブックを作成しました。

「はい、どうぞ」と手をさしのべあえるよう、有効に活用していきましょう。

たすけあい委員会

エコロ制度のしくみ

月100円の掛金は暮らしやすい地域をめざし組合員の保障や地域づくりに活用しています。掛金の内80円は組合員へ還元、20円は地域に還元しています。



もくじ

エコロ制度ってなあに？	1
もくじ	2
エコロ制度の用語・きまり	3
申請～給付のきまり・申請書取得・一覧	4
地域でたすけあいの仲間づくり / ほっとカフェ	5
プレママ応援セット申込	6
生活の中でサポートが欲しい時 / 生活保障	7
消費材の購入等で困ったら / 配達・買物に関する保障	9
組合員活動中に困ったら / 組合員活動に関する保障	11
生活クラブ千葉グループの生活支援を利用したら / 生活支援利用補助	13
生活クラブの企画参加時の託児 / 託児ケアシステム風船	14
配達時の見守り希望の時 / 見守り安心サポート	
『生活と自治』が読みにくくなったら / リーディングサービス	
エコロ福祉基金	15
エコロ制度の歴史	16
エコロ制度規約と細則	17
問い合わせ・エコロコーディネーター窓口	19

エコロ制度の用語・きまり

エコロ制度のたすけあい

エコロ制度はサービスではなく、消費材を共同購入する仲間として、月掛金 100 円でちょっと困った時に“たすけたり、たすけられたりする”しくみです。エコロ制度を介して人と人とがつながり、暮らしやすい地域になることをめざしています。

エコロコーディネーター

エコロ制度について相談できるエコロコーディネーターを各ブロックに配置しています。暮らしの中でちょっとした困りごとがあり、サポートが欲しいものの頼める人がいない時は、エコロコーディネーターへご相談ください。お話を伺い、依頼内容に応じて、サポート者をコーディネートします。※依頼内容やエリアにより成立しない場合もあります。



エコロサポーター

近隣の組合員同士として「ちょっと困った」時にお手伝い OK の方がエコロサポーターとして登録しています。

サポートを成立させるためには、おおぜいの多様な登録者が欠かせません。あなたもエコロサポーターになりませんか？

詳細・登録希望の方はこちら→



エコロおたすけ隊

班配達やご近所の付き合いの中、またコミュニティなどの活動メンバーで自主的にコーディネーターを置き、サポートを必要とする身近な組合員から依頼を受け、サポートするしくみです。

生活クラブ千葉グループ生活支援事業所

エコロサポーターが見つからない場合等に生活保障のサポートを依頼する事業所で、生活支援利用補助の対象です。

生活クラブ千葉グループの一員として、暮らしやすい地域社会の実現をめざし、生活支援サービスをはじめとした様々な事業を各地域で実施しています。

サポート金

労働対価ではなく、お互いさまのたすけあいの関係が成立したことに対して給付します。

給付はみんなの掛金で支えています。

限度額

保障ごとに限度額を設定しています。各保障のページをご参照ください。

保障全体の給付限度額は、年間 10 万円までです。

※4/1～翌年3/31 までにセンターまたはデポーに提出分

サポート中の事故 / ケア者保険

エコロに定められているすべてのサポートについて「ケア者保険」が適用されます。サポート者が家を出てからサポートを終了して帰宅するまでの間、保障されます。ケア者保険の対象は、生活クラブの組合員の方に限ります。

※万が一事故が発生した場合、福祉事業部まで速やかにご連絡下さい。(043-278-7768)

傷害保険（サポート者本人）

死亡：300 万円

入院：3,000 円／日（180 日間）

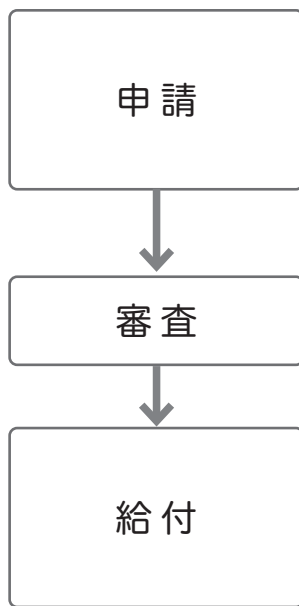
通院：2,000 円／日（90 日間）

賠償責任保険

身体賠償：1 億円 財物賠償：1 億円

※賠償責任保険の免責金額は、5,000 円と設定されており自己負担となりますが、p 11「組合員活動中の不慮の事故による賠償責任」での申請ができます。

申請～給付のきまり・申請書取得・一覧



申請書提出期限：事由発生・サポート実施日から 60 日以内

- ・エコロ制度加入者である組合員が、申請書を取得し、必要事項を記入し所属センターまたはデポーへ提出します。
- ・保障内容により、必要な書類（領収書等）を添付して提出してください。
- ＊ただし、エコロサポーター・おたすけ隊がサポート者の場合は、サポート者が申請書を持参し提出します。
- ＊3月の事由は 3/31 までに提出の事。4月提出分は新年度の限度額で扱われます。

ブロックが定める会議で審査します。

月末までに提出された場合、翌々月の共同購入代金と相殺給付です

- ・個人引き落とし通知書及び配付の審査結果通知書でご確認ください。
- ・サポート者が組合員の場合はサポート者の共同購入代金と相殺します。
サポート者が組合員以外の場合は、申請者の共同購入代金と相殺になりますので、給付後に申請者から現金で手渡してください。
- ・申請内容の不備や対象外の申請は、上記の限りではありません。

申請書の取得方法

- ① 所属ブロックに電話、または配達担当者に伝えて取り寄せる。
- ② デポーのワークズに伝えて受け取る。
- ③ 生活クラブ千葉のホームページよりダウンロードし印刷する。

➡ 活動・とりくみ→くらしを支えるとりくみ→エコロ制度→申請書ダウンロード →



申請書一覧

保障名・サポート名	No.	申請書名
たすけあい仲間づくり	A	ほっとカフェ報告書兼申請書
プレママ応援セット	-	申請書なし（2次元コードからの申請のみ）
生活保障	B	おたすけ・生活サポート報告書兼申請書
	C	エコロサポーター用 サポート実施報告書兼申請書
配達・買物に関する保障	D	消費材破損・盗難・備品に関する申請書
	E	消費材のお届け・預かり・デポーの買物に関するサポート申請書
	F	消費材の注文に関するサポートの申請書
	G	デポー配達サービスの補助申請書
組合員活動に関する保障	H	組合員活動中の不慮の事故による入院・在宅療養に関する申請書
	J	組合員活動中の不慮の事故による賠償責任に関する申請書
	K	組合員活動中の不慮の事故による自己所有物の破損・盗難・紛失及び自損事故に関する申請書
	L	延長保育実費補助申請書
	M	子ども・高齢者・障がい者の見守りに関する申請書
千葉グループ生活支援利用補助	N	生活クラブ千葉グループ生活支援利用補助申請書

＊エコロサポーターが使用する申請書は、保障に関わらず申請書 C です。

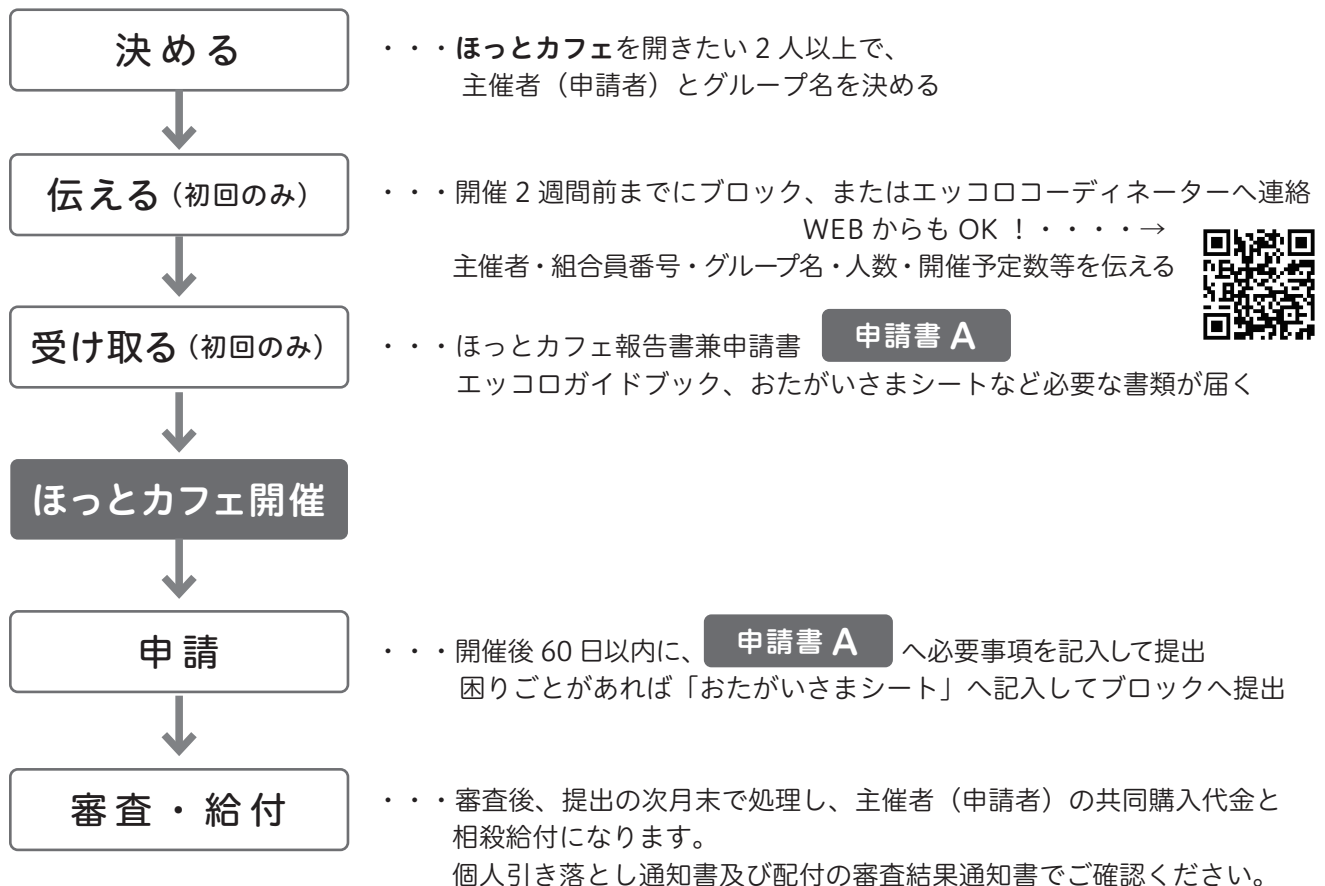
地域で たすけあいの仲間づくり

項 目	内 容		
ほっとカフェ  ・身近な地域で顔の見える関係、たすけあえる関係性をつくるための自主的な開催を応援します。 ・グループの固定メンバーでの開催が基本ですが、たすけあいの輪が発展していくようメンバーを増やす視点も入れましょう。	主催者（申請者）	組合員 1 人 ＊年間通じて同じ人、年間 1 グループ作れます	
	主催者 サポーター手当	主催者がエコロサポーターの場合 600 円 /1 開催	
	グループ名	年間通じ同じ名前を使用	
	メンバー属性	身近な地域の組合員（組合員以外も OK） ＊親族はメンバーにカウントしません	
	参加したメンバー ＊主催者含む	2 ～ 4 人	5 人以上
	1 開催の補助費 ＊主催者に一括支給	600 円	2,000 円
	開催上限数	年間 12 回まで（4/1 ～ 3/31）	
	テーマ	自由（エコロ制度の話や暮らしで困っていることなども話してね）	
	その他	・ オンライン開催は申請の対象外です。 ・ 写真の提出は、年 1 回以上してください。 ・ インスタグラムへ（@ seikatsuclub.chiba のアカウントをタグ付けまたはメンション）の投稿協力	

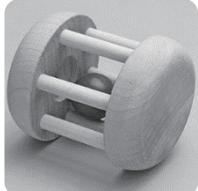




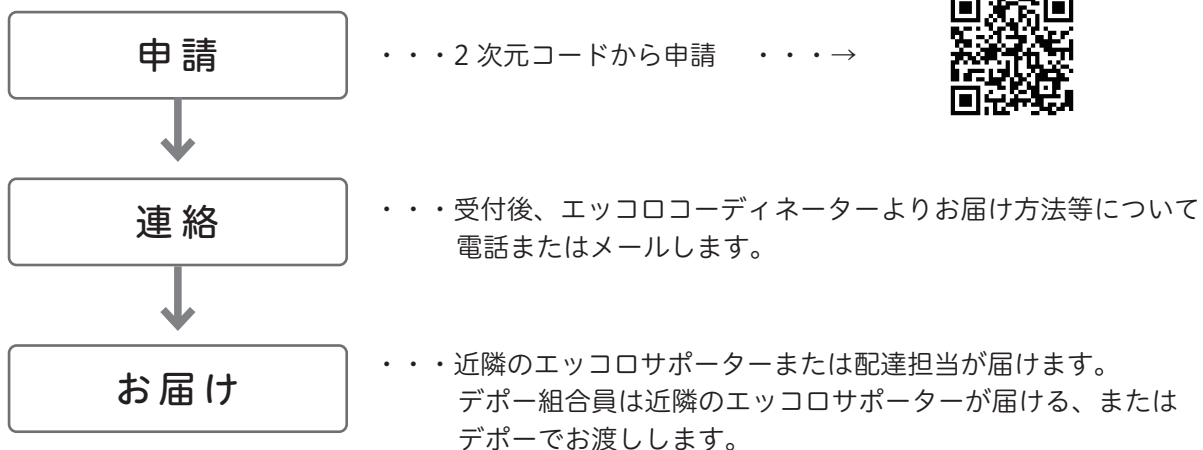
給付までのながれ



プレママ応援セット申込

項 目	内 容	
プレママ応援セット  ・妊娠中の組合員をみんなで応援します。 ・出産前にエッコロコーディネーターや近隣のエッコロサポーターの組合員とつながり、少しでも安心してもらいたいという思いが詰まっています。	対 象	母子手帳交付から出産前までの組合員本人
	セットの内容	たすけあい委員会メンバーが選びました。 国産の木のおもちゃ「森のコロコロ」 握ったり、転がしやすい丸みのあるガラガラです。自然に手の発育や音への感覚を育みます。エッコロマークの焼印入り。  生産者 酒井産業 ノンカフェイン「黒姫山草茶」  国産の甘茶や昔から体によいとされる6種類の山野草、穀物を飲みやすく仕上げたブレンド茶です。ティーバッグにお湯を注いで、ほっと一息してくださいね！ 生産者 黒姫和漢薬研究所 ＊その他、出産祝い金がもらえる生活クラブ共済ハグくみのご案内などもお届けします。

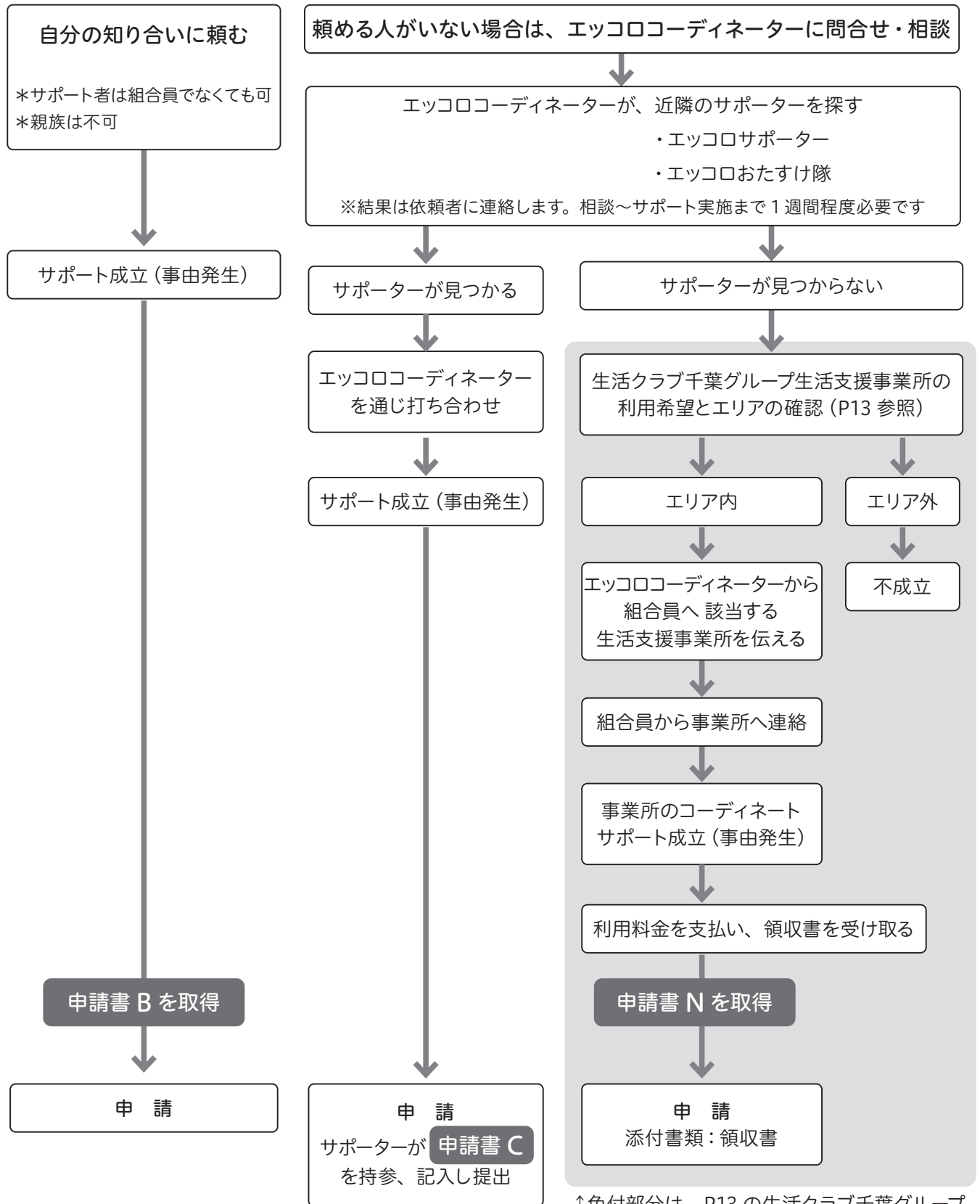
お届けまでのながれ



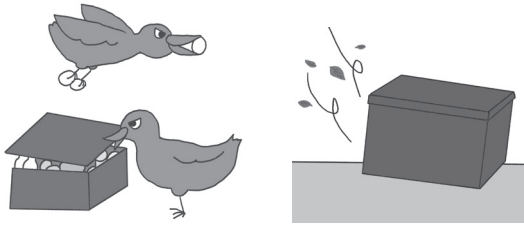
項目	おたすけサポート	生活サポート
保障内容	・加入者が元気な時でもお手伝いが欲しい時のサポート	・加入者または同居家族が病気・療養時・災害時の場合、加入者または同居家族のサポート ・加入者または同居家族が子ども（小学生まで）・高齢者（65 歳以上）・障がい者の場合、対象者に関する加入者または同居家族のサポート
事例	 ・旅行時に庭の水やりをしてもらう ・美容院に行く時子どもを見てもらう ・家具の移動を一緒にしてもらう	病気やケガ ・風邪で寝込み買物を願う ・ケガのため調理を願う ・退院後の通院に付き添ってもら 産前産後、子育て ・産前産後に幼稚園の送迎をしてもらう ・体調がすぐれなくて、調理をしてもらう ・通院の時に、子どもを預かってもらう ・学校行事や冠婚葬祭で、子どもを預かってもらう 高齢 ・話し相手になってもらう ・椅子に乗って電球を替えてもらう ・玄関周りの草取りを一緒にしてもらう  
補足	・おたがいさまの気持ちでできる範囲のサポートが対象です。 ・サポートは負担なくできる 30 分～1 時間程度。1 日につき、サポートは 1 つを基本と考えます。 ・サポート者は組合員以外でも OK ですが、親族は対象外です。 ・ファミリーサポートなど他団体・他事業の利用には使えません。 ・看護や介護など専門的な技能・知識が必要なサポートは対応できません。 ・車両事故の保障はありません。 ・エコロサポーターやおたすけ隊・生活クラブ千葉グループの生活支援事業所は、車での送迎は対応できません。	

エコロコーディネーターを通して依頼したサポートをキャンセルする際の注意点	< エッコロサポーターへ依頼した場合 > 依頼者とエコロコーディネーターとの間で前日 17 時までにキャンセルの確認ができなかった場合は、予定していたサポート料金が限度額から引かれます。
	< 生活クラブ千葉グループ生活支援事業所へ依頼した場合 > 各事業所のキャンセルポリシーに準じます。キャンセルの場合は事業所に直接連絡してください。

おたすけサポート・生活サポート 利用～申請までのながれ



* 申請～給付のきまり・申請書の取得は、P 4 をご確認ください

項目	消費材の破損・盗難 備品に関する保障 ・配達された消費材またはデポーで購入した消費材、配達時のストッカー備品類の破損・盗難・動物による被害	消費材のお届け・預かり・ デポーの買物に関するサポート ・身近な組合員に消費材を届けてもらう、預かってもらう、デポーで買物し届けてもらう時のサポート
保障内容	消費材（共同購入品）：消費材は被害額の実費 配達受取用のストッカー類： ・組合員自身で用意した備品類は被害額の 1/3 ・生活クラブで供給している受取ストッカー類は全額保障	サポート金 300 円 / 30 分 ※預かりのみ サポート金 600 円 / 1 回 年間上限 15,000 円
事例	 ・配達受取時に牛乳を落として割った ・デポーで買物中に卵を落として割った ・配達日に出していたストッカーが強風で飛ばされ破損した（老朽も申請可）	 ・手術後、体力が戻るまで消費材を届けてもらう ・葬儀のため配達品を預かってもらう ・体調崩しデポーで買物し届けてもらう
補足	・配達場所、購入デポーから自宅戸口までの間の当日の事故に限ります。寄り道した場合は対象外です。 ・3 営業日以内にセンター、デポーへ連絡します。 ・被害後は対策を講じてください。 ・受取ストッカー類の購入はセンターまたは配達担当へお尋ねください。 ・同一備品につき年 1 回の保障です。	・サポートは負担なくできる 30 分～1 時間程度。1 日につき、サポートは 1 つを基本と考えます。
利用く申請までのながれ	センター・デポーへ連絡 ※消費材の破損・盗難の場合は3営業日以内 ↓ 申請書 D を取得 ↓ 申請 添付書類：配達明細表、レシート等	自分の知り合いに頼む ※サポート者は組合員でなくても可 ※親族は不可 ↓ サポート成立（事由発生） ↓ 申請書 E を取得 ↓ 申請 頼める人がいない場合 エコロサポーター・おたすけ隊のサポートが対象です。生活保障 P8 のながれを参照ください。

消費材の注文に関するサポート

・注文用紙記入代行や e くらぶの操作説明などの配達システムに関するサポート

サポート金 300 円 / 30 分
年間上限 15,000 円



・目が不自由で注文用紙の記入を手伝ってもら
・e くらぶの操作を教えてください

・サポートは負担なくできる 30 分～1 時間程度。
1 日につき、サポートは 1 つを基本と考えます。

自分の知り合いに頼む

*サポート者は組合員で
なくても可
*親族は不可

サポート成立 (事由発生)

申請書 F を取得

申 請

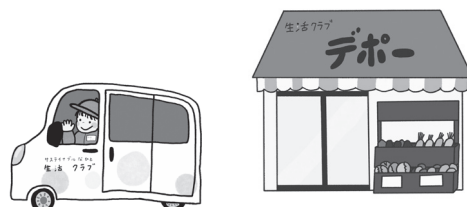
頼める人がいない場合

エッコロサポーター・
おたすけ隊のサポートが
対象です。
生活保障 P8 のながれを
参照ください。

デポー配達サービスの補助

・病気やけが・災害を理由にデポー配達サービスを利用した時の配達料実費補助

配達料実費補助
年間上限 15,000 円



・骨折して配達サービスを利用
・発熱して配達サービスを利用

・病気・けが・災害時に限ります。
・デポー浦安は配達サービスを行っていません。

デポーワークズに
お声かけください

申請書 G を取得

申 請
添付書類：利用明細

項目	組合員活動中の不慮の事故による入院・在宅療養の保障 ・組合員活動中の本人・同居家族が不慮の事故で負傷し、入院・在宅療養した時の治療費保障とサポート	組合員活動中の不慮の事故による賠償責任 ・組合員活動中の対人及び対物事故等で賠償責任が生じた時の保障（車・バイクによる事故は除く）
保障内容	サポート金 300 円 / 30 分 治療費実費	修理費実費、治療費実費 被害額相当
事例	・配達を受取やデポー買物の行き帰りに転んで骨折し通院したので治療費を申請し、歩行が困難のため友人にごみ出しをお願いした	・生活クラブの企画で他人の鍋の柄を焦がしてしまい修理した ・デポーワーク時に消費材を落として割ってしまった
補足	・1 事由につき 1 度の限度額とします。 ・車両事故の保障はありません。 ・治療費は医療機関の受診が対象です。 ・生活支援利用補助を使用する場合は、生活保障を利用してください。	
利用／申請までのながれ	消費材の少額な申請以外は、エッコロコーディネーター窓口へ連絡して 詳細をお聞かせください	

組合員活動中の不慮の事故による自己所有物の破損・盗難・紛失及び自損事故の保障 ・組合員活動で使用した私物の破損・盗難に対する保障（車・バイクによる事故は除く）	組合員活動のサポート ・生活クラブの会議や企画に参加した時のサポート	
修理費実費 同程度の物の購入費用実費	延長保育実費補助	子ども・高齢者・障がい者の見守り サポート金 300 円 / 1 人につき 30 分
・組合員活動で使用するために提供した私物のコンロが破損した（往復の移動中も含む） ・組合員活動中、駐輪していた自転車が盗まれた ・共同購入の受け取り、デポー買物は行き帰りのみを保障。寄り道した場合は対象外です。 ・組合員活動中に自転車が盗まれた場合、申請は年1回まで。警察署の盗難受理番号が必要です。	・組合員活動時の会議や企画に参加、その際に通園する園の延長保育を利用した ・活動サポーター・デポーワーク・エコロサポーターとしての稼働も含まれます。 ・通園している園・通学している学校に限ります。	・生活クラブの企画に託児がなく友人に自宅で子どもを見てもらった ・託児システム風船の利用が優先です。 ・1 回の上限は 3 時間まで
消費材の少額な申請以外は、 エコロコーディネーター窓口へ 連絡して 詳細をお聞かせください 申請書 K を取得 申請 添付書類：破損物の写真、購入品領収書、盗難受理番号等	申請書 L を取得 申請 添付書類：保育料が記載されている書類、領収書	自分の知り合いに 頼む *サポート者は組合員 でなくても可 *親族は不可 サポート成立 （事由発生） 申請書 M を取得 申請 頼める人が いない場合 エコロサポーター・おたすけ 隊のサポートが 対象です。 生活保障 P8 のながれを参 照ください。

生活クラブ千葉グループの生活支援を利用したら

項 目	内 容	補 足
生活クラブ千葉グループ 生活支援利用補助 	・P7生活保障を利用したいが、知り合い・エッコロサポーターが見つからなかった場合、事業所のサポートを受けることができます。 ・利用料金、交通費、入会金、年会費等を補助します。 <事例> ・退院後、体力低下で部屋の掃除と食事作りをお願いした。 ・一緒に部屋の片づけ、子ども見守り、散歩や病院への付き添い、話し相手等	・利用のながれ、申請方法はP8をご覧ください。まず所属ブロックのエッコロコーディネーター窓口へ連絡してください。 ・生活クラブ千葉グループ生活支援事業所の活動エリア外の場合は利用することができません。 ・サポートのキャンセルは各事業所のルールに準じます。

例：体調を崩し、W.Co（ワーカーズコレクティブ）ういずを2回利用した場合

費用	初 回		2 回目		利用団体に 10,000 円を支払う  申請書 N で 10,000 円を申請する
	年会費	3,000 円	なし		
	サポート 2 時間 (1,500 ×2)	3,000 円	サポート 2 時間	3,000 円	
	交通費 (バス往復実費)	500 円	交通費	500 円	
	合 計	6,500 円	合 計	3,500 円	

生活クラブ千葉グループの生活支援事業所

2026.9 現在

NPO 法人ワーカーズコレクティブ千葉県連合会			
拠 点	事 業 所 名・TEL	料 金	
柏 市	NPO 法人 W.Co ういず 090-9237-3396	平日（月～金）1,500 円 / 時、土日祝日時間外 1,800 円 / 時 交通費別 / 年会費 3,000 円	
野田市	企業組合 W.Co 紙ふうせん 04-7123-3965	月～土 2,000 円 / 時、交通費込み	
佐倉市	企業組合 W.Co 回転木馬 043-488-6642	平日（月～金）1,500 円 / 時 土日祝日 / 要相談 交通費別	

認定 NPO 法人 コミュニティケア街ねっと			
拠 点	事 業 所 名・TEL	料 金	
千葉市稲毛区	千葉センター:043-290-8017	平日（月～金） 2,100 円 / 時 土日祝日時間外および草取り作業 2,500 円 / 時、交通費別	
*利用時間は8：00～18：00、1回あたり1時間から、以降30分単位			

企画参加時の託児

託児ケアシステム「風船」

生活クラブの企画や会議などの組合員活動に参加する時は、託児を利用することができます。

子育て支援と組合員活動応援の2つの視点から、利用料金（運営費）はエコロ制度で負担しているので無料で利用することができます。

託児ケアシステム「風船」は、生活クラブ千葉グループの認定NPO法人コミュニティケア街ねっとに業務委託しています。



詳細はこちら



配達時の見守り

見守り安心サポート

週1回の配達時に注文や受取の状況について、離れて暮らす親族等へメールでお知らせします。緊急時には救急車等の手配と同時に登録した連絡先へ連絡します。住み慣れた我が家で安心して暮らしたい願いを無料でサポートしています。

事前登録が必要です。こちらからもできます →
対象：60歳以上の個配組合員（本人）
申込・問い合わせ：福祉事業部



詳細はこちら



虹の街
見守りキャラクター
みまもくん

『生活と自治』リーディングサービス



詳細・申込
はこちら

目の不自由な方や小さい字が見えなくなってきたという方のために『生活と自治』を音声で読み上げたCDをお届けします。

録音は生活クラブ東京のボランティアグループが行っています。

- ・利用を希望される方には、毎月ご自宅に無料でお届けします。
- ・音訳の視聴ができます。→→→



申込・問い合わせ：福祉事業部

エコロ福祉基金

エコロ福祉基金は、地域福祉が充実するための活動や事業に助成することで、地域のたすけあいの力が向上し組合員の暮らしも豊かになることを願い、1998年から始まりました。組合員の毎月100円の掛金のうち、20円を原資としています。

現在は、虹の街の福祉政策を具体化する事業に活用する「エコロファンド」と、地域で福祉活動・事業に取り組む団体へ助成する「エコロ福祉助成」の2つを運用しています。

助成枠（金額等）は、毎年、理事会で決定しており、開始当初から今までの助成総額は2億円以上になっています。

エコロファンド

虹の街の福祉政策を具体化する事業資金として、活用しています。

【今までに助成した事業一例】

- ・スワンベーカーリー柏：障がい者就労支援事業（写真）
- ・くらしと家計の相談室：生活相談・家計再生支援貸付事業
- ・生活クラブ虹の街小規模保育おおたかの森：小規模保育事業
- ・アリエッティ基金：生活再生支援事業



エコロ福祉助成

1団体あたり助成上限額を30万円、総額を200万円とし、高齢者・障がい者・生活困窮者・子どもたちが安心して暮らしていくために必要な活動や事業を行う県内の団体へ助成しています。

助成活動は、「必要なものを自らまかなう」＝「自給」という、食の分野で生活クラブが大切にしていることを福祉の分野で実践したものです。生協の事業や運動だけでは解決できない課題に取り組む団体の皆さんを応援することで、持続可能な社会の実現に寄与しています。

過去の助成団体はこちらからご覧になれます →



生活クラブ虹の街 エコロ福祉基金 2026年度エコロ福祉助成 贈呈式



2026年3月4日
審査会メンバーと助成団体の皆さん

エコロ制度の歴史

エコロ制度の歩み	年代	生活クラブ福祉活動の歩み
●エコロ制度誕生 生活クラブ共済制度として7月に開始。全労済へケアの一部を委託、掛金は月200円	1986	
●7月より新制度開始 掛金は月200円	1991	
●愛称が「エコロ」になる：生活クラブの共済制度の愛称がECCOLO（エコロ、イタリア語で「はい、どうぞ」の意味）となる	1992	●たすけあいネットワーク事業活動開始：在宅ケア事業を開始。事業を担うワーカーズコレクティブなどと活動 ●CO・OP共済《たすけあい》取組開始
	1994	●たすけあい倶楽部を支える会が高齢者福祉施設「風の村」の支援団体として、社会福祉法人たすけあい倶楽部設立
●10月より新制度開始エコロ共済を見直しエコロ制度とする。掛金200円から100円に引き下げ。組合員活動保障、福祉基金を新設	1998	●八街市に高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム）「風の村」開設
●託児ケアシステム開始 全労済との提携部分を5月末で廃止	2000	●生活クラブ生協を母体とする社会福祉事業や地域福祉推進に関する調査機関「コミュニティケア研究所（CCI）」設立
	2002	
●エコロ予算より、骨密度測定器を購入	2004	●たすけあいネットワーク事業が生協事業から分離し、社会福祉法人たすけあい倶楽部と統合、新法人「社会福祉法人生活クラブ」設立
●エコロ制度見直しプロジェクト設置	2007	●たすけあい倶楽部を支える会が「生活クラブ・ボランティア活動情報センター（VAIC）」へ改組
●エコロ制度改正：共同購入保障の充実、OCR記入代行、延長保育、地域活動による代行等、加入歴祝い金新設。掛金100円（各保障75円、福祉基金25円）	2008	
●託児ケアシステムをVAIC-CCIへ委託 ●生活クラブ葬「風の旅」開始	2009	●VAICとCCIが合併しNPO法人VAICコミュニティケア研究所（VAIC-CCI）設立
●エコロ制度見直しプロジェクト設置	2013	●VAIC-CCIが託児ケアを事業化し託児ケアシステム風船として事業開始
●エコロ制度改正：「日常生活保障」新設、ケアの担い手創出とケアコーディネートのしくみ作り、地域住民同士のたすけあい関係性を作る「エコロおたすけ隊」創出、ケアの専門性・継続性を確保するためにワーカーズコレクティブ・VAIC-CCIの生活支援事業と委託契約を結ぶ	2014	●買物弱者支援事業として移動販売「デポーマルシェ便」をデポー真砂・松葉町で開始 ●児童養護施設「生活クラブ風の村はぐくみの杜君津」開設 ●はぐくみの杜君津の支援団体「はぐくみの杜を支える会」設立（2015年にNPO法人格取得） ●生活クラブ共済ハグくみ取組開始
	2015	
●『生活と自治』の音訳CD「リーディングサービス」開始 ●エコロ見直しプロジェクト設置	2016	●虹の街が生活相談・家計再生支援貸付事業を開始 千葉市中央区に「くらしと家計の相談室」開設
●エコロケアの依頼窓口を設置、ケアの担い手としてエコロサポーターの登録を進める。 ●福祉基金は虹の街福祉活動・事業に活用するエコロファンドと地域に向けたエコロ福祉助成とし、エコロ福祉助成は虹の街に審査委員会を設置	2017	●小規模保育おおたかの森開園
	2018	
●エコロコーディネーターを全ブロックに配置	2019	●認定NPO法人VAICコミュニティケア研究所から認定NPO法人コミュニティケア街ねっとへ名称変更
	2020	
●エコロ制度見直しプロジェクト設置	2023	
●エコロ制度改正：ほっとカフェ・プレママ応援セット・おたすけサポート新設。生活支援事業所は委託契約から利用補助制度へ変更	2024	

■ エッコロ制度規約と細則

生活クラブエコロ制度規約

第一章 総則

【目的】

第1条 生活クラブエコロ制度（以下エコロ制度という）は、生活クラブ生活協同組合（以下生活クラブという）の組合員が安心して共同購入および組合員活動に参加できる共済システムづくりと、地域のたすけあい活動を支える「福祉基金」の設置を目的とします。

【保障・活動】

第2条 生活クラブは、加入者から掛金を受取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障や活動を行うものとします。但し保障の限度額は1年間の合計100,000円までとします。

《保障内容》

1. 生活保障

(1) おたすけサポート

困ったことを手伝うサポート

(2) 生活サポート

加入者または同居家族が病気・怪我・災害時を理由とする場合の加入者または同居家族のサポート

(3) 加入者または同居家族が子ども、高齢者、障がい者の場合、対象者に関する場合の加入者または同居家族のサポート

(4) (1)(2)(3)のサポート者のコーディネート

2. 配達・買物に関する保障

(5) 配達当日の共同購入品・備品の盗難・破損、デポでの盗難・破損、買物帰りの盗難・破損

(6) デポ配達サービスの補助

(7) 消費材のお届け、デポの買物、預かりに関するサポート

(8) 注文に関するサポート

(9) (7)(8)のサポート者のコーディネート

3. 組合員活動保障

(10) 活動中に加入者および同居家族が不慮の事故に遭遇し、入院・通院・在宅療養したとき

(11) 活動中に加入者および同居家族の責任で対人・対物により賠償責任が生じたとき

(12) 活動中に加入者が不慮の事故により自己所有物の破損・盗難・紛失及び自損事故（自動車・バイクによる事故は除く）を起こしたとき

(13) 組合員活動を支えるサポート

(14)(10)(13)のサポート者のコーディネート

4. 千葉グループ生活支援利用補助

5. 子育てサポート保障

(15) プレママ応援セットの給付

(16)(15)のサポート者のコーディネート

《活動内容》

(1) ほっとカフェの開催補助

(2) 託児ケアシステム「風船」

(3) リーディングサービス

(4) 見守り安心サポート

(5) 福祉・地域づくり助成

【エコロ制度の管理・運営】

第3条 エッコロ制度の自律的かつ円滑な運営をはかるために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行います。

2. エッコロ福祉基金は掛金のうち100分の20を振り分け、別に定めるエコロ福祉基金運営管理規程に則り運営します。

3. エッコロの剰余金が発生した場合は、残額の20%をワーカーズ福祉事業基金として積立します。

【理事会が委任する委員会の審議事項】

第4条 理事会が委任する委員会は、生活クラブの総代会・理事会の決定に基づき次の事項を審議します。

(1) エッコロ制度事由発生の処理に関する事項

(2) エッコロ制度内容の検討に関する事項

(3) エッコロ福祉基金の運営管理

(4) 事業案の策定に関する事項

(5) その他、エコロ制度運営上必要とされる事項

第二章 契約

【加入者の範囲】

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができる者は生活クラブの組合員とします。

【加入手続き】

第6条 生活クラブに申請し、生活クラブの受理をもって加入とします。

【掛金及び払込方法】

第7条 掛金は月額100円とし、生活クラブの指定する日までに生活クラブに払い込むものとします。

2. 掛金の払い込み方法は、別に定める細則によるものとします。

【効力の開始と消滅】

第8条 共済効力の開始は、生活クラブの組合員として加入申込書を提出した日とします。

2. 効力の消滅は、最終掛金払込月の翌月末日とします。

【共済期間と解約】

第9条 共済期間は4月1日～3月31日までとし、解約をする場合は、所定の解約届を提出するものとします。

【変更の届出】

第10条 加入者は共済契約の成立後、次の変更が生じた時は遅滞なく生活クラブに届け出るものとします。

(1) 加入者の氏名

(2) 住所

【契約の消滅】

第11条 契約は加入者が生活クラブを脱退した時、または死亡した時消滅します。

【効力の停止】

第12条 加入者が掛金を滞納した時、その未払い期間については効力を停止します。

第三章 共済事由の申請および給付金の支払い

【事由発生の報告】

第13条 加入者または家族は共済事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生活クラブに報告し、所定の手続きをとるものとします。

【給付金の支払い請求】

第14条 給付金の受取人は共済事由が発生したときは、その発生から60日以内に支払い請求書と細則に定める添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。ただし、請求時に組合員であることとします。

【給付金の支払い】

第15条 給付金は事由内容を規約および細則にそってブロックが定める会議で審査し、ブロックが定める会議が支払い手続きを行うものとします。

第16条 給付金の受取人は、加入者本人及びサポート者となります。

【時効】

第17条 給付金の申請者が給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠ったとき、生活クラブは給付金の支払い義務を免れるものとします。

【調整】

第 18 条 給付金の支払いに関し、生活クラブと受取人の間に疑義が生じたときは、理事会が委任する委員会において調整するものとします。

第四章 その他

【業務委託】

第 19 条 生活クラブはエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託できるものとします。

【細則】

第 20 条 この規約に定めるもののほか、活動のための手続き、その他業務の執行に必要な事項は、別途細則を定めるものとします。

【附則】

第 21 条 この規約は 1986 年 7 月 1 日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、生活クラブの総代会において行うものとします。
3. この規約は、1987 年、1988 年、1990 年、1992 年、1993 年、1994 年、1996 年、1998 年、1999 年に改正されました。
4. この改正規約は、2000 年 6 月 1 日から施行するものとします。
5. この改正規約は、2002 年 6 月 1 日から施行するものとします。
6. この改正規約は、総代会決定後、2003 年 5 月 29 日から施行するものとします。
7. この改正規約は、総代会決定後、2007 年 6 月 1 日から施行するものとします。
8. この改正規約は、総代会決定後、2008 年 6 月 1 日から施行するものとします。
9. この改正規約は、総代会決定後、2009 年 6 月 20 日から施行するものとします。
10. この改正規約は、総代会決定後、2013 年 6 月 19 日から施行するものとします。
11. この改正規約は、総代会決定後、2014 年 6 月 21 日から施行するものとします。
12. この改正規約は、総代会決定後、2017 年 6 月 23 日から施行するものとします。
13. この改正規約は、総代会決定後、2023 年 6 月 21 日から施行するものとします。
14. この改正規約は、総代会決定後、2024 年 7 月 1 日から施行するものとします。

生活クラブエコロ制度細則

(総則)

第 1 条 エコロ制度規約（以下「規約」という）第 20 条にもとづき、エコロ制度に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第 2 条 規約に規定する「家族」は同一生計の親族と別居の 2 親等以内とします。

(不慮の事故の定義)

第 3 条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

- (1) 交通事故不慮の中毒不慮の墜落
- (2) 天災火災及び火焰による不慮の事故
- (3) 不慮の溺没
- (4) 不慮の打撲
- (5) その他たすけあい委員会が特に認めたもの

(組合員活動の定義)

第 4 条 規約に規定する「組合員活動」とは理事会、ブロックが定める会議等で承認されたものとし、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会・イベント・共同購入の授受、デポの買い物などとし組合員に同行している家族も含みます。また、留守番をしている小学生以下の子どもを含みます。

(規約第 2 条第 12 号の範囲)

第 5 条 規約に規定する「役員」とは理事、監事、ブロック運営委員、消費委員、環境・平和委員、たすけあい委員、その他理事会、ブロックが定める会議で認めたものとします。

(共同購入備品の定義)

第 6 条 規約に規定する「共同購入備品」とは、共同購入を行うために組合員が購入した物、班員が共同して購入したもの、リースしたもの等を含みます。

(共済期間をまたがる事由の取扱い)

第 7 条 事由が共済期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の共済期間に通算するものとします。

(掛金の払込方法)

第 8 条 規約第 7 条の掛金の払込み方法は、毎月度の共同購入品代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

(解約方法)

第 9 条 規約第 9 条で規定する解約方法は、所定の解約届を該当月の 10 日までに提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、共済契約はさらに 1 年間継続するものとします。

(保障内容)

第 10 条 規約第 2 条に規定する共済期間中に発生した事由に対する保障内容及び規約第 14 条に規定する支払い請求に必要な提出書類は別表の通りとします。

(サポート及びサポート者の定義)

第 11 条 「サポート」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、「サポート者」とは、それを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護は含めないものとします。

(附則)

第 12 条 この細則は 1986 年 7 月 1 日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は、生活クラブの理事会において行うものとします。
3. この細則は、1987 年 1988 年、1990 年、1992 年、1993 年、1994 年、1996 年、1998 年、2000 年、2003 年に改正されました。
4. この改正細則は、2003 年 3 月 21 日から施行するものとします。
5. この改正細則は、2008 年 6 月 1 日から施行するものとします。
6. この改正細則は、2009 年 4 月 21 日から施行するものとします。
7. この改正細則は、2013 年 8 月 28 日から施行するものとします。
8. この改正細則は、2014 年 6 月 21 日から施行するものとします。
9. この改正細則は、2014 年 6 月 26 日から施行するものとします。
10. この改正細則は、2017 年 6 月 23 日から施行するものとします。
11. この改正細則は、2023 年 6 月 21 日から施行するものとします。
12. この改正細則は、2024 年 7 月 1 日から施行するものとします。

問い合わせ・エコロコーディネーター窓口

お気軽にご相談ください。窓口時間以外は、留守電へいらしてください。

ブロック	センター・デポー	エコロコーディネーター窓口 TEL (月・水・金 13:00 ~ 16:00)	センター TEL
柏	柏センター デポー大津ヶ丘・松葉町・ おおたかの森	090-1037-7833	04-7134-3801
千葉	千葉センター デポー真砂・みつわ台・園生	080-1053-1273	043-278-7629
佐倉	佐倉センター デポー木刈	080-1017-7867	043-461-7868
松戸	松戸センター デポー新松戸	080-8810-7468	047-385-4646
市原	市原センター	070-4352-4168 ※月・水・金 10:00 ~ 13:00	0436-60-1583
ベイ	ベイセンター デポー浦安	080-1053-1264 ※月・水・金 10:00 ~ 13:00	047-379-1540

福祉事業部	TEL : 043-278-7768 (月~金 9:00 ~ 17:00)
-------	---------------------------------------

WEB版エコロ制度ガイドブック・申請書のダウンロード

生活クラブ虹の街ホームページ → 活動・とりくみ → くらしを支えるとりくみ → エコロ制度



生活クラブ虹の街 エコロ制度ガイドブック

発行日：2026年9月 発行者：生活クラブ虹の街 編集責任：たすけあい委員会

*生活クラブ虹の街は、生活クラブ千葉の通称です。